



おいらせ町出産・子育て応援給付金のご案内



～妊婦や子育て家庭を対象とする新たな支援制度を開始します～

1. 給付金の対象者 給付金は「出産応援給付金」と「子育て応援給付金」があります。

- (1) 出産応援給付金（妊娠届出時の給付5万円）
- ・令和4年4月以降に妊娠届を提出した（する）妊婦の方
 - ※妊娠届の提出が令和4年4月以降でない場合でも、令和4年4月1日から令和5年2月5日に出産した産婦の方は対象者に含まれます。
- (2) 子育て応援給付金（出産後の給付5万円*） *多胎児の場合は一人あたり5万円。双子だと10万円
- ・令和4年4月以降に出生した（する）乳児を養育する方（原則は乳児と同居する母親か父親）
- どちらの給付金も対象者の所得制限はありません。

2. 申請時期・申請書の交付方法 給付を受けるためには、申請が必要になります。

申請書は、妊娠届の提出日や出産後の面談日に応じて、次の表に記載する方法で対象者へ交付します。

妊娠届提出日	出産日 (乳児の生年月日)	<u>出産</u> 応援給付金（5万円）	<u>子育て</u> 応援給付金（5万円）
	令和4年4月1日～ 令和5年2月5日 ※出産届が2月6日以降の場合は「④」の対応になります。	①令和5年2月15日に2種類の申請書を郵送します。 ※「 <u>出産</u> 応援給付金」と「 <u>子育て</u> 応援給付金」の振込先が同じ場合は一括で10万円を給付します。	
令和4年4月1日～ 令和5年2月5日	*令和5年2月6日 以降	②令和5年2月15日に申請書を郵送します。	④出産からおおむね2か月後頃までに、保健師や助産師、看護師がご自宅を訪問し面談を行います。この時に申請書類等をお渡しします。
令和5年2月6日 以降		③妊娠届出時に妊婦ご本人と面談をし、申請をご案内します。	

*出産応援給付金（5万円）は、妊娠届を提出した後、流産等で出産に至らない場合も給付金を受け取れます。

3. 給付金の受け取り方法 給付を受けるためには、申請が必要になります。

- ・申請時に指定された銀行口座へお振込みします。

【お問合せ先】 おいらせ町 保健こども課 子育て世代包括支援センター

平日8時30分～17時 【電話】0178-56-4701

よくあるご質問

Q 妊娠届出後や出産後に転出入した（する）場合、給付金はどうなりますか？

- A ・ 出産応援給付金と子育て応援給付金のどちらについても、申請時点で申請先の市区町村に居住（住所を有する）ことが給付の要件になります。
- ・ 妊娠や出産後においらせ町外へ転出される方で、給付の申請を終えてから転出する場合は、おいらせ町で給付を受け取り、給付の申請を行う前に転出する場合は、転出先の市区町村で給付の申請を行い、給付を受け取ることが原則となります。（詳細は住所地の市区町村へお問い合わせください。）

【ご注意】 今回の制度は、全国一律の制度となっており、同一の理由による複数の市区町村から二重に受け取ることはできません。おいらせ町では現金給付ですが、市区町村の中にはクーポン券や商品券等による給付を行っている所もありますので、ご注意ください！

Q 「子育て応援給付金」は、保健師又は助産師等が自宅を訪問し面談後に申請できるようですが、訪問日程などはどのように決まりますか？

- A ・ 産後1か月頃までに保健子ども課から電話させていただき、訪問日程日を調整させていただきます。

Q 令和4年4月1日～令和5年2月5日までに出産又は妊娠届を提出しました。この場合は面談を行うのでしょうか？

- A ・ この期間に出産した方は簡易アンケートのみ実施し面談は行いません。また妊娠届を行った方も簡易アンケートを実施しますが、今後出産した際は面談を行ったうえで「子育て応援給付金」の申請を行っていただきます。

Q 給付金は申請してからどのくらいの期間で振り込まれますか？

- A ・ 申請書を受取り内容を審査した結果、不備が無ければ、おおむね1か月程度で給付金が振り込まれます。振込完了後は、振込が完了したことをお知らせする通知（ハガキ等）を送ります。

里帰り出産をご予定の方は、事前に保健子ども課へご相談ください。